

学校評価

1 学校評価実施計画

(1) 学校評価の意義

学校評価とは、各学校が設定した目標をもとに実践を進め、その取組の状況や達成度を明らかにして、その結果を学校の改善に活かしていくしくみのことを指している。

平成19年6月に学校教育法、同10月に学校教育施行規則がそれぞれ改正され、学校評価に関しては「自己評価を行い、その結果を公表すること」「学校関係者評価を行うとともにその結果を公表するよう努めること」「自己評価の結果および学校関係者評価の公表を設置者に報告すること」と規定された。

各学校が自己評価および**保護者や関係者の評価**を公表することにより、保護者・地域住民等から理解を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めることなどを目的とする。

学校の自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すことが重要であり、学校が説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことが必要とされている。

(2) 学校評価の目的

- ① 教育活動や学校経営の改善
- ② 家庭や地域と連携協力した学校づくり
- ③ 教育委員会の支援等による教育の質の保証

(3) 学校評価の方法と時期

① 内部評価

ア) 自己評価 「各学校の教職員が行う評価」 (年1回：12月)

校長のリーダーシップの下で、各学校の全教職員が組織的に参加し、設定した当該年度の目標や具体的計画に照らして、その達成状況や取組の適切さ等について評価を行う。

イ) 三者評価比較「職員・保護者・児童が行う評価」 (年1回：12月)

職員・保護者・児童の意識比較を基に改善策を練る資料とする事を前提としたアンケート結果・分析及び対応策を提示する。

② 外部評価

ア) 学校関係者評価 「学校関係者が自己評価結果について行う評価」 (年1回)

保護者を基本として、学校評議員、地域住民等で構成された委員会が、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果や改善方策の適切さについて評価を行う。

(4) 法的裏付け

改正された学校教育法(第42条・第43条)及び学校教育法施行規則(第66・67・68条)等を受け、今後は、次のことを踏まえ、取り組む必要がある。

- ① 各学校は、自己評価を行い、その結果を公表すること (義務化)
- ② 各学校は、自己評価結果を踏まえて学校関係者評価を行い、その結果を公表するよう努めること。(努力義務化)
- ③ 各学校が行った自己評価の結果及び学校関係者評価を実施した場合は、その結果を当該校の設置者である教育委員会に報告すること (義務化)

(5) 評価について

学校関係者評価委員会は、教育活動の観察や各種資料の検証等を通じて、次のことについて評価や改善方策の提案をする。

- ① 学校の自己評価が適切か、また、その結果を踏まえた改善方策が適切かどうか。
- ② 教育活動や学校経営の改善に向けた取組が適切かどうか。
- ③ とともに幼児児童生徒を育てるという視点から、地域・保護者との協力かどうか。

自己評価結果に関する意見や教育活動、学校経営の改善に関する意見等について、簡潔かつ明瞭に評価表に記入する。

(6) どう活かされるのか

- ① 学校は、学校関係者評価の結果を受けて、来年度の重点取組を設定する。

＜重点取組を検討する観点の例＞

- ・「成果を継続・発展する」
- ・「問題点を克服する」
- ・「新規導入する」
- ・「廃止する」

- ② 学校評価書を作成し委員会へ提出・支援を求める。

＜学校評価書＞の例

ア) 自己評価

詳細な自己評価結果は別紙にまとめ、分析・改善方策をまとめる。

イ) 学校関係者評価委員名

ウ) 学校関係者評価

エ) 自己評価・改善方策に対する評価結果や提案をまとめる。

オ) 来年度の重点取組